

京都市訓令甲第 23 号

会 計 室

京都市会計管理者等専決規程の一部を次のように改正する。

平成 21 年 3 月 31 日

京都市長 門 川 大 作

第 1 条中「、担当課長及び物品センター所長」を「及び担当課長」に改める。

別表会計室長の項第 3 号及び第 10 号中「総務局長」を「行財政局組織・人事担当局長」に改め、同項第 17 号中「10,000,000 円」を「50,000,000 円」に改め、同項第 20 号中「理財局長」を「行財政局財政担当局長」に改め、同項第 39 号ただし書を削り、同項第 41 号及び第 42 号を削り、同項第 43 号を同項第 41 号とする。

別表次長の項第 4 号中「総務局長」を「行財政局組織・人事担当局長」に改め、同項第 19 号中「理財局長」を「行財政局財政担当局長」に改める。

別表物品センター所長の項中「物品センター所長」を「物品会計事務を担当する担当課長」に改め、同項第 1 号から第 5 号までを削り、同項第 6 号を同項第 1 号とする。

附 則

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(総務局総務部文書課)